

富田林市高齢者保健福祉計画及び
第10期介護保険事業計画策定支援業務
提案募集要項

令和7年5月
富田林市

1. 募集の概要

(1) 募集の目的

富田林市（以下「本市」という）が介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を包含した、「富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」【計画期間：令和9年度～令和11年度】（以下「第10期計画」または「計画」という）策定するにあたり、現行計画の実施状況及び効果の検証、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等（以下「介護需要等調査」という）、事業量の推計・目標量の設定、課題を整理し、専門的見地から、評価・分析、方策の検討及び提言などを行いより効果的・効率的に計画策定を進める必要があるため、計画策定の支援事業者を募集します。

(2) 募集の単位

富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定等を支援する事業者を1団体。

2. 高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の概要

(1) 主な業務の内容（業務内容の詳細は、本件業務仕様書を参照）

- ①介護需要等調査の実施及び調査結果の集計分析
- ②富田林市高齢者保健福祉計画及び第9期富田林市介護保険事業計画の実施状況及び効果の検証
- ③本市における高齢者を取り巻く状況分析及び課題整理
- ④今後本市が目指すべき高齢者施策の方向性の検討
- ⑤第10期計画骨子案・素案作成
- ⑥第10期計画原案の作成
- ⑦高齢者保健福祉計画等推進委員会の実施支援
- ⑧成果品の納入

3. 提案上限額

7,480,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和7年度3,190,000円 令和8年度4,290,000円

4. 参加資格

参加表明事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和7年5月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 富田林市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年要綱第7号）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。また同要綱第3条及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

- (3) 本業務を履行するにあたり、自らの組織と雇用関係にあるものを担当者として配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年要綱第85号）に基づく入札等排除措置を受けていないこと。また同要綱第4条の2及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 情報セキュリティに関する認証制度（プライバシーマーク（JISQ15001）等）の認証を取得していること。
- (8) 富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書の内容をすべて満たすことができること。

5. 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

6. 委託料の支払い

各年度の業務の完了の確認及び検査を行い、年度ごとに支払う。

7. 応募の手続き

(1) プロポーザルの日程

	内容	期日等
1	公募型プロポーザル方式の公告（市公式サイトで公開）	令和7年5月26日（月）
2	提案書提出期間	令和7年5月26日（月） ～令和7年6月27日（金）
	3 質疑受付期限	令和7年6月2日（月）
	4 質疑に対する回答	令和7年6月5日（木）
	5 企画提案参加表明書（様式第1号）提出期限	令和7年6月9日（月）
6	提案書の内容審査、プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月9日（水）
7	審査の結果通知発送	7月中旬
8	仕様等の内容協議	7月中旬から8月上旬
9	契約締結	

(2) プロポーザル応募

公募型プロポーザルに応募しようとする者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- ①提出書類 企画提案参加表明書（様式第1号）

- ②提出期限 令和7年6月9日（月）午後5時半
- ③提出方法 電子メール（事故防止のため電子メール以外での提出は受け付けません。）
※メール送付後、事務局へ受付確認の連絡をお願いします。
- ④送付先 富田林市健康推進部 高齢介護課
E-mail : kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp
電話 : 0721-25-1000（内線174・175）

（３）質疑及び回答

（ア）質疑の方法

質疑の方法	質疑受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔にまとめ、様式A4サイズ体裁自由「募集要項等質問書」を電子メールにて送付のうえ、電話連絡をお願いします。電話や口頭など、質問書以外の質問は受け付けません。	・ 質疑受付期間 令和7年5月26日（月） ～令和7年6月2日（月） 午後5時 ・ 質疑受付場所：富田林市健康推進部 高齢介護課 E-mail : kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp

（イ）回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、ホームページに掲載予定。

（ウ）回答日

令和7年6月5日（木） 午後4時（予定）

（４）提案書の提出

- ①提出書類 6頁「提出書類一覧」のとおりです。
- ②提出部数 6頁「提出書類一覧」のとおりです。
- ③提出期間 令和7年5月26日（月）午前9時～令和7年6月27日（金） 午後5時半必着
（土曜日、日曜日及び祝日は除く、午前9時から午後5時半）
- ④提出場所 富田林市 健康推進部 高齢介護課
- ⑤提出方法 持参もしくは郵送。提出された書類は、提出後内容の変更をすることはできません。また、書類の内容に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（５）プレゼンテーション

- ①内 容 富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の事業者選定に係る提案内容説明
- ②日 時 令和7年7月9日（水） 午後2時～
- ③場 所 富田林市役所会議室（後日連絡します。）
- ④時 間 提案時間15分以内 質疑応答時間10分以内

- ⑤提案者 3名以内（本業務を実際に従事する者の出席・提案をお願いします。また、提案・質疑応答時は、社名を伏せてお願いします。）

（６）その他留意事項

- ①提出書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。
- ②本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ③提出書類の著作権は参加事業承諾者に帰属します。但し、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ④応募に関する費用は、すべて参加表明事業者の負担とします。
- ⑤本市が提供する資料等は、参加表明事業者が本公募に応募する目的以外には使用できません。

8. 候補者の選定

（１）選定方針

富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の事業者選定におけるプロポーザル方式実施要領に基づき、本事業の実施にあたり見積上限金額の範囲内で且つ、審査委員の得点の平均が100点（基準点）以上の参加表明事業者の中から最も優れた提案をした事業者を選定します。

（２）審査方法

- （ア）審査基準は、「富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の事業者選定評価基準（別表）」（以下「評価基準」という）のとおりです。
- （イ）富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）において、提案書の内容等について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という）を実施し、契約候補者を選定します。
- （ウ）参加表明事業者が5者以上の場合は、委員会が審査採点表に基づき提出書類の内容の審査を行い、上位4者までを対象にプレゼンテーション等を実施します。また、その際には、対象となった事業者には別途通知を行い、プレゼンテーション等及び提出書類の内容により、再度、審査採票点に基づき審査を行います。
- （エ）仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがあります。
- （オ）参加表明事業者が1者のみであった場合もプレゼンテーション等は実施し、評価が基準点を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

（３）審査結果

契約候補者の決定は、令和7年7月中旬の予定です。審査結果については、全ての参加表明事業者に文書で通知します。

ただし、選定された契約候補者が本募集要項等に反した場合は、候補者としての決定を取り消すことがあります。

9. 選定結果の公表

契約候補者の選定後、選定結果に関する情報について、次の方法により公表します。

(1) 公表方法

市ウェブサイトに掲載

(2) 公表内容

- ①最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と総合評価点
- ②全提案事業者の提案金額と評価点合計 ※得点順

10. 契約

(1) 業務使用の協議

仕様内容については、契約候補者と協議の上、決定します。

協議が整わない場合、もしくは提案が無効となる事由が確認されれば場合は、次順位の者を契約候補者として手続きを行います。

(2) 契約の締結

業務仕様の内容が決定し、業務の発注の準備が整った時点で本業務の契約を締結します。

11. 問い合わせ先

富田林市健康推進部 高齢介護課

TEL 0721-25-1000（内線174・175）

FAX 0721-20-2113

E-mail kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp

※ 月曜～金曜（祝日除く） 午前9時から午後5時30分まで

提出書類一覧

1. 提案にあたっての提出書類

(1) 提出書類

1. 法人の概要（様式2号） 1部
2. 情報セキュリティに関する認証制度の認証取得を証明するもの（プライバシーマーク登録証等） 1部
3. 見積書 7部
※社名・代表者名及び社印・代表者印を押印したもの1部、社名・代表者名及び社印・代表者印のないもの（事業者が特定できないもの）6部（審査用）を提出すること。
4. 本事業の実施についての提案書 7部
※表紙に社名・代表者名及び社印・代表者印を押印したもの1部、社名・代表者名及び社印・代表者印のないもの（事業者が特定できないもの）を6部（審査用）提出すること。

※提案書作成の留意事項

- (ア) 提案書の様式は、A4縦長横書きとすること。また日本語で標記すること。
- (イ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (ウ) 提出部数7部とも同内容、同体裁とする。
- (エ) 評価基準の順に従い、すべての項目について構成どおりに言及すること。
- (オ) 評価者の漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に本市が示した評価に沿っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。

(2) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。